

再審法の改正を求める決議

決議の趣旨

当会は、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、国に対し、以下の事項を中心とする刑事訴訟法第4編及び関連諸規定（以下「再審法」という。）の改正を速やかに行うよう求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

提案理由

第1 はじめに

- 1 えん罪、すなわち誤った有罪判決によって人を処罰することが、国家による最大の人権侵害の一つであることは論を俟たない。それゆえ、人権保障を最大の価値理念とする日本国憲法は、「無辜を罰せず」の趣旨のもと、刑事手続関連条項を設け（31条ないし40条）、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。

もっとも、刑事裁判も人が行う営みである以上、そこに誤りが生じることは避けられない。

このような誤判によって有罪の確定判決を受けた者（えん罪被害者）を救済する最終手段が再審制度である。

- 2 しかしながら、日本においては、「開かずの門」と言われるほどに、再審が認められることが稀であり、えん罪被害者の救済は遅々として進んでいない。

その原因は、各事件固有の問題ではなく、第1条から第507条までである刑事訴訟法上、再審に関する規定（第4編再審）がわずか19条しか存在せず、再審手続に関する詳細な規定が存在しないという制度上の問題である。

詳細な規定が存在しないために、再審の審理において個々の裁判体の裁量があまりにも大きく、進行協議の実施、証拠調べ（証人尋問、鑑定など）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮のあり方など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされていない。このように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生ずること

は、時に「再審格差」と呼ばれるところであり、再審請求人にとって適正手続（憲法31条）が保障されているとはいえない状況にある。

さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、再審を開始するか否かの判断が確定するまでに極めて長い年月を要することが現状であり、「迅速な裁判」（憲法37条）という憲法上の要請が実現できているとはいえない。

- 3 このような状況を克服し、実効的かつ迅速なえん罪被害者の救済を図るためには、以下に述べるように、十分な証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、そして、これらを含む詳細な再審手続規定の整備が必要不可欠である。

第2 証拠開示の制度化

- 1 通常審においては、2004年（平成16年）改正刑事訴訟法において公判前整理手続における類型証拠開示や主張関連証拠開示の制度が新設され、さらに2016年（平成28年）改正刑事訴訟法において証拠の一覧表の交付制度が新設され、一定の制度的前進はみられている。

これに対し、現行の再審法では、証拠開示に関する規定は何ら設けられていない。そのため、再審請求手続における弁護人の証拠開示請求に応じた証拠開示がなされるか否かは裁判所の裁量に委ねられているにすぎない。布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、袴田事件、大崎事件、日野町事件等のように、再審請求手続における証拠開示によって捜査機関の手元にある重要な証拠の存在が開示され、それらが再審を開始するか否かの判断に強い影響を与えるものとなっているのであり、再審請求手続における証拠開示の制度化が強く望まれる。

また、証拠開示が実現した事件であっても、袴田事件のように事件発生から40年以上も経過した第二次再審請求の段階で初めて、新たに多数の証拠が開示されるなど、開示に至るまでかなりの年月を要している場合が多い。

さらには湖東事件のように、元被告人に有利な証拠が検察官に送致されず、再審公判段階になってその存在が判明するなど、捜査機関が永らく証拠を隠蔽していたと疑われる事実も明らかとなってきた。

このように、証拠開示制度の不備がえん罪被害者の迅速な救済を阻害している実情があることから、証拠開示制度の創設が急務である。

2 この点、2016年（平成28年）改正刑事訴訟法の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、附則9条3項では、政府は改正法公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示について検討するものと規定された。

しかし、改正法の公布から既に7年ほど経過したにもかかわらず、今なお再審請求手続における証拠開示の制度化が実現しておらず、法制化の目処も立っていない状態が続いている。

3 前記附則9条3項において求められているように、再審請求手続においても証拠開示を制度化する法改正は、速やかに実現されなければならない。

第3 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

1 布川事件、松橋事件、大崎事件などこれまで多くの再審事件において、再審開始を認める決定に対し、検察官が不服申立てを行い、再審開始決定の確定まで長期間を要してきた。このような再審請求手続の長期化により、救済が遅延することで、えん罪被害者や再審請求人であるえん罪被害者の親族の高齢化が深刻化している。

2 そもそも、再審制度は、職権主義的構造下で、利益再審のみを認めて、無辜の救済に純化させたものである（刑事訴訟法第435条1項柱書・第436条1項柱書）。このような再審請求手続においては、検察官は「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力する立場にすぎず、検察官に再審開始決定に対する不服申立権を認める必要はない。

また、再審開始決定がなされても、有罪か無罪かの判断は再審公判において行われるものであり、検察官が確定判決の結果が妥当であると主張するのであれば、再審公判においてその旨主張する機会が保障されている以上、何ら不都合はなく、再審開始決定といういわば入口の段階において、検察官に不服申立てを認める必要もない。

したがって、えん罪被害者の迅速な救済のためには、法改正によって、再審開始決定に対する検察官の不服申立権は早急に禁止されなければならない。

第4 その他手続規定の整備

- 1 現行刑事訴訟法及び刑事訴訟規則では、再審請求の審理手続を定めた規定は、刑事訴訟法445条、刑事訴訟規則286条しか存在しない。証拠開示以外の局面でも、再審請求手続における審理のあり方については明文の規定が存在せず、新証拠の明白性を判断するための事実の取調べを実施するか否か、裁判所・弁護士・検察官による三者協議等の期日を開催するか否かといった具体的な審理のあり方については、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。

このことが、いわゆる「再審格差」を生じさせる大きな要因の一つとなっている。

- 2 再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するためには、進行協議期日設定の義務化、事実取調べ請求権の保障等をはじめとする、明確で充実した手続規定を早急に整備することが必要である。

第5 結語

以上のとおり、当会は、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、国に対し、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める。

2023年(令和5年)5月20日

青森県弁護士会 臨時総会決議